



しぶや青色

平成21年11月号 第477号 社団法人渋谷青色申告会事務局発行

〒150-0041

東京都渋谷区神南 1-8-17

TEL 03(3463)7043

FAX 03(3770)8739

ホームページ

<http://www.428aio.ro.jp/>

渋谷税務署・東京税理士会渋谷支部・(社)渋谷青色申告会・東京商工会議所渋谷支部 共催

「青色決算説明会・消費税等説明会」のご案内

<説明事項>

1. 所得税の青色申告決算書の作成及び青色申告特別控除の適用要件（貸借対照表の説明を含む）についてなど
2. 消費税等の届出に関する手続き、課税売上高の判定、課税売上げの区分整理の方法及び申告書の書き方についてなど
3. 国税電子申告・納税システム（e-tax）の概要及び利用開始に当たっての手続きについてなど
4. その他、年末調整の仕方についてなど

<開催日時・会場等>

開催日時		説明事項	会場	
12月8日(火)	午前9時30分～11時30分	不動産所得	商工会館 2階大研修室	渋谷1-12-5
	午後1時30分～4時00分	事業所得		
12月10日(木)	午後1時30分～4時00分	事業所得	恵比寿区民会館 大集会場	恵比寿西2-8-1
12月11日(金)	午後1時30分～4時00分	事業所得	初台区民会館 大集会場	初台1-33-10

消費税関係についての説明は、税理士の方に講師をお願いしています

<その他>

1. 「消費税の青色申告決算書」「青色申告決算書の手引き」「決算書の書き方」及び筆記具を携行してください
2. 年末調整関係書類・給与支払報告書などの用紙を配布いたします
3. 会場には駐車場がありませんので、お車でのご来場はご遠慮ください

お済みですか？ 消費税の届出



消費税課税事業者について

平成19年分の課税売上高（輸出などの免税取引を含め、返品、値引き、割戻しの金額を差し引いた金額）が1,000万円を超える場合は、平成21年分において消費税の課税事業者となり、消費税の確定申告書の提出等が必要になります。

消費税の課税業者に該当される場合には、お早めに「消費税課税事業者届出書」を提出してください。

簡易課税制度選択届出書について

平成20年分の課税売上高（輸出などの免税取引を含め、返品、値引き、割戻しの金額を差し引いた金額）が5,000万円以下の方は、平成22年分について簡易課税制度を選択することができます。

平成22年分について簡易課税制度の適用を受けようとする場合は、「消費税簡易課税制度選択届出書」を、必ず平成21年12月31日までに提出して下さい。

簡易課税制度のほか、消費税の仕組みや手続きなどについて詳しく知りたい方は、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）もご利用ください。



12月の税務相談日

当会会員の税理士による「税務相談会」を是非ご利用下さい。

日 時	12月16日(水)	午前10時~午後4時	(お一人約1時間を予定)
場 所	(社)渋谷青色申告会館	費 用	<u>無 料</u>

* 「税に関する講習会」を開催しました *

10月26日(月)渋谷区立商工会館にて、「税に関する講習会」を開催いたしました。

当日は、渋谷税務署資産課税第一部門 工藤上席調査官に「個人事業者及び後継者を巡る『事業承継』について」というテーマでお話を頂きました。以下は講習会の抜粋になります。



個人事業者及び後継者を巡る「事業承継」について

事業承継を円滑に進めるための税制措置は、次のとおり3つの制度に分類されます。なお、これらの制度を適用するには、一定の要件及び手続きが必要になりますのでご注意ください。

1. 相続税に係る特例

小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例

相続税の計算をする場合、居住用や事業用に使われていた土地の内、一定の面積について、その土地の価額を減額することができます。

2. 相続税・贈与税に係る納税猶予の特例

平成21年度税制改正により創設されました。詳細については次号掲載予定です。

「非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例」

「非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例」

非上場株式を相続又は贈与により取得した場合、相続税・贈与税額の納税が猶予されます。

3. 所得税に係る特例

(相続により取得した財産を、相続税の申告期限の翌日から3年以内に譲渡した場合)

「相続財産を譲渡した場合の課税の特例」

相続税額の一部を取得費として加算することができます。

その他、相続した非上場株式をその発行会社に譲渡した場合、値上り益の全額を譲渡所得として扱うことができる特例があります。

年払い・半年払いで今年の所得控除まだ間に合います

* 小規模企業共済加入のご案内 *

小規模企業共済制度とは?.....**個人事業主**・会社役員の**退職金**制度です。

掛金は?.....月額 1,000 円 ~ 70,000 円(500 円刻み)・加入後変更可。
半年払い・年払いもできます。

特典は?.....掛金は**全額所得控除**の対象になります。

共済金は**退職所得控除**(一時払)・

公的年金の控除(分割払)の対象になります。

事業資金等の貸付制度があります。

共済金の受取は?.....個人事業主の**廃業**・役員退職・

独立行政法人 **死亡**・**老齢給付**など。

中小企業基盤整備機構とは?...**国が出資**する団体なので安心です。

加入お申込み・お問い合わせは...**(社)渋谷青色申告会**

3463-7043 小原まで



都税のお知らせ

年末年始における窓口業務のご案内

年末年始、都税事務所・都税支所・支庁、都税総合事務センター・
自動車税事務所における事務の取扱いは次のとおりです。



	12月28日(月)	12月29日(火) ~1月3日(日)	1月4日(月)
都税の納税		×	
都税の申告(申請)書の受付		「申告書等受箱」を ご利用ください。	
証明書等の取扱い		×	

: ご利用できます × : ご利用できません

閉庁期間でも、金融機関等の窓口、金融機関のペイジー対応の ATM、インターネットバンキング、
モバイルバンキング、コンビニエンスストアではご納付いただける場合があります。
詳しくは各金融機関等に直接お問い合わせください。

【お問い合わせ先】所管する各都税事務所

渋谷都税事務所 電話(03)3463-4311(代表)

10月4日(日)秋の日帰りバス旅行 実施

大正ロマンを感じる伊香保温泉ときのご狩りの旅



竹久夢二 伊香保記念館



伊香保温泉 石段街



10月31日(土)・11月1日(日)

第32回渋谷区くみんの広場 ふるさと渋谷フェスティバル2009 開催

今年は、税務関係六団体のテントにて税金クイズを行いました。
クイズにお答えいただいた方にもれなくお花を差し上げました。



12月1日(火)より、決算・確定申告指導のご予約受付開始！！

別紙スケジュール表をご覧のうえ、ご都合の良い日時をお申込下さい。
ご予約は1月21日(木)以降となります。

なお、平成21年分の確定申告期限は所得税3月15日(月)、消費税3月31日(水)になります。決算・確定申告のご予約・各種イベントのお申込は事務局まで

12月事務局では毎週土曜日の午前中就業いたしております。
なお、御用納めは28日(月)。新年は1月5日(火)より就業いたします。